

## 地域医療支援病院承認に係る審査概要

法：医療法（昭和23年法律第205号）

規則：医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

告示：厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成10年厚生省告示105号）

申請者	公益財団法人 天理よろづ相談所 理事長 増野 正俊	病院名	天理よろづ相談所病院 (奈良県天理市三島町200)
項目	承認基準等	申請内容	判定等
1. 開設者 (法第4条第1項、告示)	①国 ②都道府県 ③市町村 ④特別医療法人 ⑤公的医療機関 ⑥医療法人 ⑦民法法人(社団・財団) ⑧学校法人⑨ 社会福祉法人 ⑩独立行政法人労働者 健康福祉機構 ⑪保険医療機関である エイズ治療の拠点病院 ⑫保険医療機 関である地域がん診療拠点病院	⑥に該当：医療法人	適
2. 紹介率 (①から③までのいずれか) (法第4条第1項第1号) (法第16条の2第1項第6号) (規則第9条の16第6号)	①紹介率が80%以上であること ②紹介率が65%以上、かつ、逆紹介率 が40%以上であること。 ③紹介率が50%以上、かつ、逆紹介率 が70%以上であること	③に該当 紹介率 53.7% (I/II) 逆紹介率 96.7% (III/II) ※令和5年度実績 I 紹介患者数 8,700人 II 初診患者数 16,209人 III 逆紹介患者数 15,670人	適
3. 共同利用 (法第4条第1項第1号) (法第16条の2第1項第1号) (規則第9条の16第1号)	①共同利用に関わる規定が病院の運 営規定等に明示されていること ②二次医療圏に所在する医療機関の登 録制度(利用医師等登録制度)を設けて いること ③共同利用に関する情報を、地域の 医療従事者に対し提供すること ④共同利用のための専用の病床を常 に確保すること	・医療機器共同利用運営規定 ・開放型病床運用規定 ・医療施設共同利用運用規定  ・79 医療機関登録 (東和医療圏) ・担当者： 患者総合支援センター課長 ・共同利用病床(6床)	適
4. 救急医療 (法第4条第1項第2号) (法第16条の2第1項第2号) (規則第9条の16第2号)	①重傷の救急患者に対し医療を提供する 体制を常に確保すること ②重症の救急患者の治療を行うために必 要な施設を常に確保すること ③ア、イのいずれか満たすこと ア. 救急患者数÷救急医療圏人口 ×1,000≧ イ. 年間の救急搬送患者の受入数が1,000件 以上	・二次救急対応(救急告示) ・優先的に使用できる病床 (15床) ・イ. 5,552件	適

<p>5. 研修 (法第4条第1項第3号) (法第16条の2第1項第3号) (規則第9条の16第3号)</p>	<p>地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を年12回以上行うこと</p>	<p>・前年度研修：18回 609人 ・教育責任者：院長代行 ・施設：外来診療棟5階講堂 外来診療棟5階 中会議室</p>	<p>適</p>
<p>6. 病床数 (法第4条第1項第4号) (規則第6条の2)</p>	<p>200床以上（但し、知事が必要と認めた場合を除く。）</p>	<p>・一般 715床</p>	<p>適</p>
<p>7. 構造設備 (法第4条第1項第5号) (規則第21条の5)</p>	<p>法第21条第1項の規定により病院が有しなければならない施設（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所等）の他、以下の施設を有すること</p>		
	<p>集中治療室（法第22条第1号）</p>	<p>有（気管内挿管セット、除細動器、心電図、人工呼吸装置、超音波診断装置等）15床</p>	<p>適</p>
	<p>化学、細菌及び病理検査施設 (法第22条第4号)</p>	<p>有（天秤、自動分析装置、免疫自動分析装置、蒸留水製造装置、分光光度計等）</p>	<p>適</p>
	<p>病理解剖室（法第22条第5号）</p>	<p>有（臓器標本撮影装置、真空包装機、遠心機）</p>	<p>適</p>
	<p>研究室（法第22条第6号）</p>	<p>有（顕微鏡撮影装置、細胞培養設備、フローサイトメトリー、m-FISH解析装置、サーマルサイクラー、リアルタイムPCR、シーケンサー、各種電気泳動装置、プロットング装置、各種医学解析ソフト、大判プリンター等）</p>	<p>適</p>
	<p>講義室（法第22条第7号）</p>	<p>有（10室 定員590人）</p>	<p>適</p>
	<p>図書室（法第22条第8号）</p>	<p>有（8室 蔵書9,500冊程度）</p>	<p>適</p>
	<p>救急用又は患者輸送用自動車 (法第22条第9号)</p>	<p>有（2台）</p>	<p>適</p>
	<p>医薬品情報管理室（法第22条第9号）</p>	<p>有</p>	<p>適</p>
<p>8. 諸記録 (法第16条の2第1項第4号) (法第16条の2第1項第5号) (規則第9条の17) (規則第9条の18)</p>	<p>保存・管理 諸記録の管理に関する責任者及び担当者 者を定めること</p>	<p>管理責任者：病院長 管理担当者：診療情報課長 患者総合支援 センター課長</p>	<p>適</p>
	<p>閲覧 閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧 の求めに応じる場所を定めること</p>	<p>閲覧責任者：病院長 閲覧担当者：診療情報課長 閲覧場所：診療情報課</p>	<p>適</p>

<p>9. 委員会 (法第16条の2第1項第7号) (規則第9条の19)</p>	<p>当該病院に勤務しない学識経験者等 をもって主として構成される委員会を 設置すること</p>	<p>有 委員12名 (院外8名、院内4名)</p>	<p>適</p>
<p>10. 相談体制 (法第16条の2第1項第7号) (規則第9条の19)</p>	<p>当該病院内に患者相談窓口及び担当者 を設け、患者からの相談に適切に応じ る体制を確保すること</p>	<p>有 相談窓口、相談室、病棟面談室 担当者：社会福祉士、看護師、 脳卒中リハビリテーション看 護認定看護師、緩和ケア認定看 護師、退院調整看護師、事務員</p>	<p>適</p>
<p>総合所見</p>	<p>法令及び厚生労働省局長通知で示されている体制等の要件に適合している。</p>		